

法人形態選択の見直しのタイミング

農事組合法人が法人形態選択の見直しをするタイミングとして、次のようなものが考えられます。法人の実態に合わせて、定期的に確認するようにしておくといでしょう。

1 定期的な確認

○ 通常総会開催のとき

農事組合法人は、少なくとも毎年1回通常総会を開催し、毎事業年度の事業計画を設定します。この際、今後の事業計画に照らして、株式会社への組織変更が妥当かどうか確認します。

2 事業内容や組織体制の変更による確認

○ 新しい事業の検討を始めたとき

新しい事業を始めようとするときは、農事組合法人として行える事業であるか検証し、株式会社への組織変更が必要ないか確認します。

○ 組合員の変更があったとき

農事組合法人からの脱退などにより組合員の変更があったときは、農事組合法人の組合員要件を満たしているか検証し、株式会社への組織変更が必要ないか確認します。

○ 従業員が増加したとき

加工所の新設などにより従業員が増加したときは、農事組合法人の常時従事者の要件を満たしているか検証し、株式会社への組織変更が必要ないか確認します。